

# 令和4年度(2022年度)事業計画

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

公益社団法人 東京都介護福祉士会

「公益社団法人東京都介護福祉士会定款」第4条に定める次の事業

- (1) 介護福祉士の知識及び技術向上のための研修及び育成事業
- (2) 介護の実態及び技術等の介護福祉に関する調査研究に関する事業
- (3) 介護人材養成研修及び現任研修事業
- (4) 介護従事者等に対する介護相談及び情報提供等の介護福祉の普及啓発事業
- (5) 介護福祉を通じて、東京都民の社会福祉の増進や権利擁護に資する事業
- (6) 公益社団法人日本介護福祉士会との連絡調整及びその事業への協力に関する事業
- (7) その他公益目的を達成するために必要な事業を行うため、以下の事業を実施する。

- (1) 介護福祉士の知識及び技術向上のための研修及び育成事業

## (ア) 介護福祉士基本研修

介護過程の展開を中心に、介護福祉士資格取得後2年未満の者を対象として実施。

## (イ) ファーストステップ研修

小規模チームのリーダーや初任者等の指導係を任用することが期待できるレベルの視点や技術を有する職員を養成することを目的として実施。

## (ウ) 認定介護福祉士養成研修

介護福祉士を取得後も継続的な教育機会を提供し、資質の向上、社会的な要請に応えていくことを目的とした介護福祉士のキャリアアップの仕組みとして、本研修を実施。

## (エ) 実務者研修教員講習会

実務者研修の円滑な実施に資するため、教員養成を目的とした講習会を実施。

## (オ) 介護福祉士実習指導者講習会

介護福祉士養成カリキュラムの介護実習を指導する社会福祉施設等の実習指導者を対象に、必要な専門的知識及び教育方法の習得、資格要件を付与すること等を

目的として講習会を実施。

(カ) サービス提供責任者研修

適切に役割を果たせるサービス提供責任者を養成するため、本研修を実施。

(キ) 多職種連携研修会

地域ケア会議やサービス担当者会議等において適切に情報の発信や発言ができる人材の育成を目的として本研修を実施。

(2) 介護の実態及び技術等の介護福祉に関する調査研究に関する事業

(ア) 調査・研究事業

介護に関する現状を把握するための調査、介護の質向上のための研究等を、外部助成金等の競争的研究資金の活用も視野に入れ検討し、各事業部にて計画を策定し、実施。

(3) 介護人材養成研修及び現任研修事業

(ア) 一般研修

介護職の技術向上を目的として、職業倫理、介護過程、認知症ケア、介護技術、レクリエーション、コミュニケーション、障害者支援、最新の介護保険法や関連法、医療知識、記録等の研修を実施。

(イ) 同行援護従業者養成研修一般課程及び応用課程

視覚障害者のサービスの同行援護は、当事者の自立生活、共生社会に向けての重要な鍵となる。様々な人を支援する者として、資質の向上と地域福祉の増進を目的として本研修を実施。

(ウ) 行動援護従業者養成研修課程

知的・精神障害者のサービスの行動援護は、当事者の自立生活、共生社会に向けての重要な鍵となる。様々な人を支援する者として、資質の向上と地域福祉の増進を目的として本研修を実施。

(エ) 外国人材と協働するための研修

文化や習慣の違い、適切なコミュニケーションの方法等を理解し、協働するあり方を学ぶため、本研修を実施。

(オ)介護福祉士受験のための養成講座

介護の専門職を育成することを目的とし、介護福祉士国家試験受験のための養成講座として、受験予定者を対象に受験対策講座及び模擬試験を実施。

(カ)介護支援専門員スキルアップ研修

主に介護福祉士有資格者の介護支援専門員に対し、技術向上を目的として、ケアマネジメントやアセスメントの視点、他職種との連携、関連法等の内容について研修を実施。

(4) 介護従事者等に対する介護相談及び情報提供等の介護福祉の普及啓発事業

(ア)ニュース発行（発行：年4回、うち紙面版年2回・Web版年2回）

研修、イベント、地域ブロック活動の周知と活動報告、政策に関する情報提供等を発信し、自己研鑽等を図る。また寄稿や施設・事業所の職場紹介などを通じ、会員相互の交流や入会促進につなげる。さらに、未入会者や、イベントなどにおいて都民に対してニュースを配布し、広く介護の啓発活動に貢献する。

(イ)講師派遣

他団体の依頼に応じて、職場内研修や家族介護者への介護指導など介護福祉に関する研修に、会員を講師として派遣する。また、現任職員を対象とした講師養成研修を実施し、会員の技術向上と講師候補者の人材育成を図る。

(ウ)国際協力活動

日本で就労する外国人介護職の支援、EPA介護福祉士及び候補者に対する支援、その他介護福祉士の国際協力に関する事項等について検討、支援を行うために、研修・交流会・国際協力セミナー等を実施。

(5) 介護福祉を通じて、東京都民の社会福祉の増進や権利擁護に資する事業

(ア)介護の日啓発活動等

都民に「福祉の仕事の魅力、やりがい」をアピールすることにより、福祉・介護人材の増加、福祉・介護従事者の社会的評価の向上を図る。また、公的機関からの派遣依頼を受け、介護についての意見を発信する者を各種委員会に委員を派遣。

(イ)地域ブロック活動

介護福祉士が専門的スキルを研鑽し、専門職相互の連携を図り、地域福祉の増進と後継者育成に努めることを目的に、各区市町村又は地区において会員のみならず関係機関や介護に興味をもつ方たちの交流を深め、職域を超えた支え合いや地域特性を生かした活動を行う。現在、町田市、杉並区の市区介護福祉士会、八王子、西東京、調布、大田の各ブロック会が活動。

(ウ) 障害福祉部の活動

障害分野に従事する介護福祉士が、相互の連携を図り、障害児者の福祉の増進や権利擁護に資する取り組みを推進することを目的に、研修・交流等の活動を実施。

(エ) 青年部の活動

次世代を担う会員が集い、新しい取り組みや、勉強会、多様な主体との連携活動等を通じて、会の発展を模索する事と、未来の介護福祉士たちが安心して現場に出るための準備活動を行う。

(オ) 介護認定審査会委員の派遣

東京都の区市町村からの依頼により、医療、保健と並び、福祉に関する学識経験を有する者として会員を介護認定審査会の審査委員に派遣。

(カ) 障害支援区分判定審査会委員の派遣

東京都内の区市町村からの依頼により、医療、保健と並び、福祉に関する学識経験を有する者として会員を障害支援区分判定審査会の審査委員に派遣。

(6) 公益社団法人日本介護福祉士会との連絡調整及びその事業への協力に関する事業

(ア) 介護福祉士全国一斉模擬試験の作問及び編集

公益社団法人日本介護福祉士会からの受託により、介護福祉士国家試験受験予定者を対象とした模擬試験の作問及び編集を行う。

(7) 福祉サービス第三者評価

(ア) 東京都福祉サービス第三者評価の評価機関としての認証を受け、都内の事業所に対して第三者評価事業を実施し、介護サービスの質の向上等に資する取り組みを推進する。

(8) その他公益目的を達成するために必要な事業

(ア)災害対策事業

公益社団法人日本介護福祉士会と連携しながら、災害時に介護福祉士が担う役割を確立する。東京都との提携により、都内被災時のマニュアル作成とボランティアスタッフ育成を行う。

なお、以上の事業の実施は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会の状況に鑑み、従来の集合対面形式に加えオンライン等による方法を取り入れる等、実施方法・回数・内容等については柔軟に対応する。